

令和 6 年度第 2 回 荒川区児童福祉審議会会議録

日時：令和 7 年 1 月 2 1 日（火）午後 6 時 3 0 分～午後 8 時 3 0 分
会場：サンパール荒川 5 階 第 7 集会室

○本木子育て支援課長

それでは、定刻となりましたので、令和6年度第2回荒川区児童福祉審議会を開催します。

委員の皆様方には、大変ご多忙の中、ご出席をいただきましてありがとうございます。子育て支援課長の本木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、河津委員長よりご挨拶をお願いします。

○河津委員長

それでは、皆さん、こんばんは。

本日の出席者は11名、欠席者は7名ですけれども、児童福祉審議会の第6条に定めている過半数は達していますので会議の定足数は満たしております。

なお、会議録作成のために本日の会議は録音させていただきます。会議録については皆様にご確認いただいた後で、会議終了とともに区のホームページに掲載させていただきます。

また、傍聴者はおりませんので、このまま進行させていただきます。

それでは、事務局から本日の議事の流れについて説明をお願いします。

○本木子育て支援課長

それでは本日の審議の流れについてご説明します。机上にお配りしております資料の確認を併せてお願いしたいと思います。

初めに、1件目の案件としまして、「各部会の開催状況について」を行います。資料は資料1でございます。続いて、2件目の案件としまして、「荒川区子ども家庭総合センターの運営状況について」を行います。資料は資料2-1、資料2-2でございます。最後に3点目の案件としまして、「荒川区子ども・若者総合計画（第3期荒川区子ども・子育て支援計画）について」を行います。資料は資料3でございます。

本日の流れは以上となります。また、本日ご発言いただく際には事務局がマイクをお持ちしますのでお伝えいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○河津委員長

ありがとうございます。それでは各部会の審議内容の報告から始めたいと思います。

まず、事務局から部会ごとに説明していただいて、それぞれの部会長からコメントを頂戴したいと思っております。

まず里親部会について事務局から説明をお願いします。

○本木子育て支援課長

それでは子育て支援課からご説明をさせていただきます。お手元の資料1の2ページをご覧ください。この期間中、里親部会につきましては2回開催しました。

第2回は、養子縁組里親と養育家庭の二重登録1件についてご審議をいただき承認となつてございます。

第3回は、荒川区社会的養育推進計画における代替養育を必要とする児童数の見込み等についてご報告させていただきました。

「荒川区社会的養育推進計画」は、令和6年度末の策定を予定してございます「荒川区子ども・若者総合計画」に包含する計画として策定予定でございまして、代替養育を必要とする児童数の見込み、里親委託が必要な児童数、里親委託率の算出方法について、委員の皆様からご意見を頂きました。

「荒川区子ども・若者総合計画」につきましては、後ほど3件目の報告案件にてご説明させていただきます。

以上でございます。

○河津委員長

ありがとうございます。それでは、坂井部会長、コメントをお願いします。

○坂井委員

第2回到議論した案件は各委員が審議を尽くして、その上で承認としました。

第3回で議論があった、代替養育を必要とする児童数の見込み及び里親の委託率につきましては、里親委託率の向上を目指すのであれば、安心してお子さんを預けられる里親を増やすということが不可欠となりますので、部会としてはこれからも慎重に審議して、着実に里親登録数、里親委託数を増やしていくということでお役に立ちたいと思っています。

以上です。

○河津委員長

ありがとうございます。それでは、続きまして、権利擁護部会の報告について、事務局からお願いします。

○本木子育て支援課長

それでは、子育て支援課から説明させていただきます。

引き続き、お手元の資料1の3ページから4ページをご覧ください。権利擁護部会につきましてはこの期間中4回開催しました。

第3回は、「令和6年6月分の荒川区子ども家庭総合センターにおける出頭要求等及び一時保護実施状況についての報告」と「被措置児童等虐待通告にかかる対応、事例のNo. R6-2について」報告をさせていただきました。

第4回は、「児童福祉法第28条第1項に基づく施設入所の適否について」ご審議をいただきまして、承認となっております。

また、「令和6年7月分の荒川区子ども家庭総合センターにおける出頭要求等及び一時保護実施状況についての報告」と「被措置児童等虐待通告（事例No. R6-1）」にかかる対応について報告しました。

第5回は、「児童福祉法第28条第1項に基づく施設入所の適否について」ご審議

いただきまして、承認となっております。

また、「令和6年10月分の荒川区子ども家庭総合センターにおける出頭要求等及び一時保護実施状況について」の報告と里親部会にてご報告させていただきました内容と同様で、「荒川区社会的養育推進計画における代替養育を必要とする児童数の見込み等について」報告しました。

第6回は、「令和6年11月分の荒川区子ども家庭総合センターにおける出頭要求等及び一時保護実施状況について」、「被措置児童等虐待通告事例（No. R6-2）、（事例No. R6-3）にかかる対応について」、「荒川区社会的養育推進計画における代替養育を必要とする児童数の見込み等について」の4件に関する報告をしました。

以上でございます。

○河津委員長

ありがとうございました。川松部会長がご欠席のため、権利擁護部会の掛川委員、コメントをお願いします。

○掛川委員

権利擁護部会のご報告を川松部会長に代わって申し上げます。

記載のとおり、この間4回開催されておりまして、定例の一時保護件数などの報告のほか、28条1項事件の諮問案件の審議、それから今回は被措置児童等虐待についての報告が多い印象でございました。被措置児童等虐待の調査にあたっては、聴取を行う児童や職員など関係者が多数に及ぶ中で、担当の方々は大変ご苦労されたことと思っております。

部会では、被措置児童への聴取の在り方や虐待認定の可否について意見が出されたほか、虐待には該当しないとしても不適切な対応に当たるとして、施設または関係機関に指摘する事項について、その表現ぶりも含めて検討しました。28条事件につきましては、裁判所への資料提出を見据えながら事実確認のポイントを検討し、結論的にはいずれも相当としております。

以上、簡単ですがご報告させていただきます。

○河津委員長

ありがとうございます。ただいまの説明について何かご質問はありますでしょうか。特になければその次に進みたいと思います。

それでは、子ども家庭総合センターの運営状況について、所管課から説明をお願いします。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長

荒川区子ども家庭総合センターの運営状況についてご説明させていただきます。水色の冊子、資料2-1と書かれている冊子をお手元をお願いします。ページ数が多くなっておりますのでポイントを絞ってご説明します。

冊子の2ページ、3ページには、荒川区の人口の推移を記載しております。4ページ以降には、児童相談所の設置の経緯、児童相談所業務の説明などを記載しておりますので後ほどご確認くださいと思います。

少し飛びまして18ページをお開きください。ここからが本編になります。19ページには、全国と東京都の相談受理件数を記載しております。両方とも増加傾向でございます。

1枚おめくりいただきまして20ページ、こちらには、全国と東京都の虐待対応件数を記載してございます。こちらも両方とも増加傾向に推移してるところでございます。

21ページには、荒川区の相談受理件数を記載しております。こちらの表の中をご覧くださいますと、令和5年度、一番右に合計を記載してございますが、1,228件となっております。上の令和4年度と比較しますと増加している状況でございます。令和5年度の実績の内訳等につきましては、前回7月の児童福祉審議会のときにご説明させていただきましたので本日は説明を割愛させていただきます。

令和6年度、今年度の実績につきましては、冊子の次に資料2-2というのをつけさせていただいておりますのでこちらをご覧くださいませでしょうか。こちらは令和6年度の4月～11月分までの運営状況でございます。

項番1の経路別相談受付状況でございます。11月までの合計の件数は表の一番右下918件となっております。相談経路として多いのは表の右側「家族・親戚」であり、合計268件、次いで表の中ほどにある「警察等」が212件、これらの経路からは200件を超えている相談が入っている状況でございます。そのほかでは、一番右の列「その他」のところは82件、「学校」が79件ということで多くなっております。

1枚おめくりいただきまして裏面をご覧ください。項番2-1種類別相談受付状況でございます。相談種別の中で多いのは一番左の列「児童虐待」が合計で473件、その1つ右の列、養護相談の「その他」、いわゆる養育困難などの相談が175件と多くなっております。そのほかには表の中ほどの「知的障害」の相談が75件、その右側にある「性格行動」の相談が69件、一番右の列「その他」が77件と多くなっております。

1枚おめくりいただきまして次のページ、項番3の種類別相談対応件数でございます。種類別に見ますと、対応として一番多くなっておりますのは、一番左の列「助言指導」が643件、その右「継続指導」が39件、その2つ右「児童福祉司指導」が40件となっております。一番右の列「その他」の64件の中には、虐待などが非該当で終了となった相談等が計上されている状況となっております。

簡単ではございますが説明は以上になります。

○河津委員長

ありがとうございました。児童虐待に関しては12月末までの統計であるということで、過去の各年度と比べると473件という件数は少し下がっていますが、まだ1、2、3月が残っているということですのでご注意ください。

皆さんから何かご質問やご意見があればお願いします。

師岡委員、どうぞ。

○師岡委員

児童虐待の件数よりも比率をお伺いしたいと思いました。数だけの増減だけではなくて、やはり子どもの数に対しての比率というのも把握しておく必要があるかと思ったものですからご質問させていただければと思います。

今、インターネットで検索してみたところ、雑な集計かもしれませんが、比率をはじき出してみると、全国では最新で子どもの数が1,435万人に対して、児童虐待の件数が令和4年で21万4,843人となり、大体1.5%ぐらいという数値になっています。そして、東京都は子どもの数が193万7,011人に対して、児童虐待の件数が2万6,123件ということで、比率は全国とあまり変わらず、1.3%ぐらいです。ただ、荒川区を見てみると、冊子の3ページにありますけれども、子どもの数が令和5年は2万8,613人、そのうち、虐待の件数が657件ということになります。そうすると、2.3%ぐらいで全国や東京都の倍ぐらいになるという計算になるかと思います。私は保育が専門ですので、0歳から2歳、それから3歳から5歳などを見ても、やはり2%を少し超えるぐらいとなっています。誤差の範囲だと言ってしまうかもしれませんが、今の私のパーセントの出し方が適切かどうかは、意見がいろいろあるかとは思いますが、件数だけではなくて子どもの総数との比率で見たときに、荒川区の実態として虐待がやや多めなのか否か。あるいは仮に少し多めだとしたときに、どのような要因が考えられるのか。また対策として今後考えていくべきことは何かなどについて伺いたく質問させていただきました。いかがでしょうか。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長

児童人口に対する比率というご質問を頂戴しました。比率が微増となった要因として考えられるところですが、冊子の21ページをご覧くださいと、経路別の受付状況で令和4年度と5年度で比較してどこの相談経路が増えているかというところが記載してございます。

21ページの表をご覧くださいと、一番左の列に「家族・親戚」というところが、令和4年度の276件から令和5年度は366件ということで、ここがかなり伸びている状況でございます。このようなところを見ますと、荒川区に児童相談所が開設して5年目になりますが、身近な相談機関として徐々に認知が進んできたと受け

止めてございます。虐待件数が多い、少ないというところは、件数が少なければいいのか、それとも件数が多いということは児童相談にきちんとつながっているという見方をしているのか、判断が難しいところではございますが、きちんと関係機関やご本人からの相談を受け止めて、重大事故が発生しないように対応していくことが児童相談所として一番大切だと思っておりますので、今後も子どもの命をきちんと守ることができるように適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○師岡委員

私も同意見です。確かに、先ほどの私のパーセントは矢継ぎ早の計算で不正確な数字かもしれません。私も、必ずしも荒川区が多いと決めつけているわけではないので、その辺は、センターの中でも再確認していただければと思います。ただ、実際の相談経路などを見ても、実際に子どもが通園している幼稚園、保育所からの申入れというのは、実はそんなに件数が多いのです。それにもかかわらず、このような虐待の相談が出てくるということは、今おっしゃったように、まさに子どもを真ん中に置き、関係組織の縦横の関係性がほかの自治体に比べてやはり密であること。あるいは相談しやすさというところもあるのだらうと思います。結果的に、児童虐待を未然に防止することにつながることは大事だと思いますし、その点からも、今後もセンターに要役となることを期待したいと思います。ありがとうございました。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長

ありがとうございます。

○河津委員長

ほかにはいかがでしょうか。

後藤委員、どうぞ。

○後藤委員

これは去年も同じことを言ったような気がするのですが、この資料2-2の経路別相談受付状況は虐待相談に限らず全体の相談ですよ。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長

はい、そのとおりでございます。

○後藤委員

そうですね。では、この冊子の21ページの上の表も虐待相談に限らず全相談件数ですか。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長

21ページの表は虐待以外も含めた全ての相談件数でございます。

○後藤委員

そうですね。下が虐待相談についての比率も書いてありますから、上の表は虐待相談に限りませんよね。21ページの表を見ると、「家族・親戚」からは、虐待相談

はほとんどないわけですね。それを踏まえると、虐待相談以外の養護相談やほかの相談は別だと思うのですけれども、先ほどの「家族・親戚」が増えているという話で、虐待相談はそもそも増えていないと思うのです。もともと非常に低いですね。全国的に2%か3%ぐらいです。下に2.5%と書いていますけれども、グラフでは非常に高く示されており、2.5%だとすると、もっと下だと思います。

そうだとすれば、私は、これは、「家族・親戚」からの虐待相談が増えているわけではないと思っていて、「警察等」からの通報は主に虐待でしょうから警察からは増えているのではないかと思います。昨年も申し上げたのですが、やはり児童虐待の虐待相談が一番重要な課題ですから、経路別相談受付状況も全体と虐待と両方とも出していただいて、主にこの会議ではやはり虐待について相談する会議だと思いますので、そのようにしていただけないかというのが要望です。

21ページの下グラフでは虐待相談も書いていただいていますので、これを見れば一目瞭然ですけれども、「家族・親戚」からは虐待相談などはほとんどなく、「警察等」からの虐待通報がやはり多いということが分かり、全く状況が違いますので、やはり分けて資料を作っていただいて、ご報告をいただきたいです。

それと、これもまた昨年も同じことを言って、ほかの委員もおっしゃったと思うのですけれども、認定こども園や保育所、保育所はどこに入っているか分かりませんが、通報が少ないように思うのですけれども、これは問題ないのでしょうか。あまり覚えていないのですけれども、ほかの全国統計を見てみると、非常に少ないのではないかと思います。実際には保育園や幼稚園は虐待の端緒がよく発見できる場ですので、荒川区の場合、これは少なくないのかというような気がしておりまして、この点についてはいかがでしょうか。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長

まず冊子の21ページの表とグラフについてでございますが、下のグラフについては、一番左のグラフの「家族・親戚」の棒の部分で2.5%と書いてあるように見えますが、実際は12.5%であり、10の位が少し右の棒の下に隠れてしまっています。申し訳ございません。

○後藤委員

虐待で家族からそんなに相談があるんですか。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長

この年は12.5%で令和6年度の途中までの集計ではございますが、令和6年度は14.4%ほどになってございます。

○後藤委員

同居家族以外の親戚も含めてですか。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長

はい、そのとおりでございます。例を申し上げますと、ご夫婦の間で、夫の子どもに対するしつけが厳しいというお話や子どもから見ておじいちゃん、おばあちゃんから、親のしつけが厳しいというお話、あとは子どもと直接話しているときに兄弟からお話が出てくることがあります。そのような形のご相談を「家族からの相談」に含めています。

○後藤委員

それは割と好ましい話ですけれども、ただ、全国データとはかなり違いますよね。1桁違うというか数倍違うのではないですか。これは、また面白いですね。

○小堀子ども家庭部長

それがまさに荒川区らしさといいますか、下町らしさ、3世代同居が多いなど、近隣におじいちゃん、おばあちゃんが住んでいるご家庭が多いというところが一つの特徴かと思っています。

○後藤委員

それは非常にいいデータといいますか、下町の社会が非常にいいという一つの証拠にもなると思うのです。これは、ぜひ発表していただいたらいいぐらいの話だと思います。

もう一点の質問ですが、保育園などの通報がこの程度の件数で問題ないとお考えなのでしょうか。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長

保育園からの通告が重要だという視点は我々も委員と全く同じ認識でございます。やはり小学生のお子さんですと、自分でたたかれたなど、そのようなことを先生に伝えることもできるのですけれども、保育園の子どもたちですとなかなか自分から伝えるというのが難しいので、やはり先生方にそのような虐待の兆候を見つけてもらう必要があると考えてございます。こちらとしても区立保育園や私立保育園に、どのようにして虐待の兆候を見つけるか、虐待の兆候を見つけたときの保護者への対応の仕方や子どもへの接し方、このようなときはすぐに児童相談所に連絡を下さいというような普及啓発の意味を込めて出前講座を実施しているところでございます。関係機関との連携が非常に重要ですので、引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

○櫻井保育課長

保育課長から少し補足させていただきます。相談担当課長からお話しさせていただいたとおり、保育園においても、きちんと子どもの様子を保育士が観察させていただいて、何かあったらすぐに児童相談所に通報するように、まさに、今、相談担当課長からお話しさせていただいた出前講座を子ども家庭総合センターと連携して実施し、知識を更新する指導をさせていただいておりますのでご安心いただければと思います。

○後藤委員

ぜひ、期待したいですけれども、ご安心していただければということですので、ぜひ成果が出ることを期待しております。

○小堀子ども家庭部長

もう一つ、これも昨年お答えしたと思うのですけれども、荒川区は認定こども園が2園ございまして、幼稚園型として、幼稚園のほうに計上されています。そのため、認定こども園からの通告がゼロになっているのは、そもそも園がないということと、保育園が少ないということを私たちは特段問題視していなくて、保育園の先生が、怠慢で気づかないふりをしているなど、児童相談所に通報していないということは全くありません。この啓発の講座を一生懸命やってきたり、もう長い間、それこそ子ども家庭支援センターの頃から保育園との顔の見える関係をやっている中で、少ないことを課題と感じたことがないものですから、ご指摘を踏まえてになりますけれども、さらにしっかりご説明をした上で今後も取組を進めてまいります。例えば、この後、来年1年分の統計をしても保育所のほうの数が増えないこともあると思います。

ただ、それは、園の先生方も一生懸命、日々の保育をしている中で、あざがあるなど目に見えるものがなかったということだと思います。保育園の送迎のときにも、お母さんの言動が厳しいというような本当に細かいこともご連絡を頂いておりますので、本当にそこはご安心いただければということと、今後の状況を見守っていただければとは思っております。

○後藤委員

分かりました。ぜひ、お願いします。

○河津委員長

今、ご意見もありましたけれども、やはり虐待はある程度、焦点を当てると考えると、資料2-2も全体の件数なので、その後の虐待は先ほどの厚い資料の21ページの下の方で見ないと全国統計等との比較はできないです。

それから虐待の種別は資料2-2に12月までですけれども出ていますので、全国統計と比較も可能なのですけれども、やはり虐待だけで比較がある程度できるほうが分かりやすいかという気はします。

ただ、全国統計も平成30年に全国児童相談所協会がやった調査では、大都市が3つか4つぐらいしかなく、これで全国の全体の50%を占めているということですから、児童虐待は極めて、大都市に起こりやすい事例なのだと思います。全国統計になると、本当に地域によって、相当違いがあって取扱いが児童相談所によってまちまちです。

それから児童福祉司の専門性の問題も専門職制度を取っているところは全国的にも少なく、東京都も専門職制度を取っていないし、荒川区児相も児童福祉司は専門職制度ではなかったというところがあるので、いろいろ違いがあるのです。単純に比較は

できないのですけれども、ただ、やはり虐待は焦点を当てなければいけないので、虐待だけで分かる統計があったほうが良いような気はしました。

先ほどの経路別も警察は全国統計では51.5%までいきましたが、荒川区の中では37.8%ですね。そういう意味では全国よりは低くなっているということです。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、報告事項3です。荒川区子ども・若者総合計画について、所管から説明をお願いします。

○本木子育て支援課長

子育て支援課からご説明させていただきます。ご説明につきましては、資料3のこちらのA3判の概要版というものを基にご報告させていただければと思います。

まず1の計画策定の趣旨でございます。この計画策定の目的でございますが、妊娠から切れ目のない支援を行い、若者期まで一貫した支援が受けられ、これまで以上に子育て世代が安心して子どもを産み、育てることができ、子どもが健やかに成長し、若者期においても自分らしく生きることができる荒川区を目指すために策定するものでございます。

2の計画の位置づけでございますが、こちら2のところに記載の7つの計画を包含した総合的な計画となっております。なお、包含している計画の1つである「社会的養育推進計画」は先ほどもご説明させていただきました里親部会、そして権利養護部会でご説明をさせていただき意見を頂いたところでございますが、この計画につきましては、児童相談所の設置に伴いまして区が策定することとなった計画となっております。

3の計画期間・計画の対象でございますが、計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、計画の対象は、子ども及び若者とその家族でございます。

続く、第2章では、区における子ども・若者政策の主な流れ等を、そして続く第3章では、第2期から見えた今後の課題などについてまとめてございます。

第4章でございますが、ニーズ調査としまして、区内に居住する18歳未満の子どもを持つ保護者にはサービスの利用状況等に係る調査を、そして子ども本人、39歳以下の若者には、生活実態等に係る調査を実施しました。

第5章の荒川区子ども・若者総合計画の展開でございますが、こちらは1に記載の基本理念の下、4つの基本目標を掲げ、総合的に子ども・若者政策を推進してまいりたいと思っております。

裏面をご覧ください。それぞれの基本目標に政策、施策がひもづいてございます。それぞれの施策には重点事業を設定してございます。

基本目標1には、子どもの権利を守り、子どもの健やかな成長を促すための政策・

施策。

基本目標 2 には、切れ目のない支援と子育てしやすい環境づくりを推進するための政策・施策。

基本目標 3 には、支援が必要な子どもと家庭を支援するための政策・施策。

基本目標 4 には、若者の社会参画・復帰を支援するための政策・施策がそれぞれひもづいてございます。

概要版 6 ページの 3、荒川区子ども・若者総合計画における量の見込み等でございますが、計画に内包しております「子ども・子育て支援計画」、そして「社会的養育推進計画」につきましては、法律に定められた項目について必要とされるであろう量の見込みと確保方策等を設定することとなってございまして、そのことをまとめてございます。

最後になりますが、第 6 章の計画の推進に向けて、「荒川区子ども・子育て会議」等で定期的に進捗状況を報告しまして、進捗会議を行うとともに、PDCA サイクルに基づきまして実施状況を点検しながら事業を推進してまいりたいと考えてございます。

この「荒川区子ども・若者総合計画」につきましては、現在も策定作業を進めているところでございます。委員の皆様にもご連絡をさせていただきましたとおり、作成した本計画の素案を基に、昨年 12 月 11 日から 27 日までの期間でパブリックコメントを実施しました。お配りしました資料 3 はパブリックコメントの際に皆様にお示ししております素案の概要版でございました。現在、パブリックコメントで頂きました意見を調整させていただいてございますが、この場で、また、皆様からご意見やご質問等がございましたらお伺いできればと思います。

以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○河津委員長

ありがとうございました。各自治体によって作り方がそれぞれなので、基本目標の定め方も計画の位置づけなどもいろいろですけれども、荒川区の基本理念は割と日本語らしくていいのではないかと私は思いました。片仮名で「ミライ」と書いてあったり、英語を片仮名に直したようなものを入れて、「子どもまんなか」と言われてもすぐに思い当たらなかったりする部分がありますけれども、荒川区は日本語らしい理念になっていると思いました。

それから計画の位置づけも基本的にはこれまであった「子ども・子育て支援事業計画」がどちらかというと待機児童対策でつくられてきて、学童クラブを除くとほぼ保育園、幼稚園の対策みたいになっていました。それと「子どもの貧困対策計画」と「子ども・若者育成支援計画」、これは東京都の中でも幾つかの区しかつくっていなかったのですけれども、この 3 つを 1 つにするということで、荒川区の場合はそれ以

外にもその前からある「次世代育成支援行動計画」や「母子保健計画」等々、ほかのものも含めて総合的に見直すというつくりになっているということですね。

それでは皆さんから何かご意見はありますでしょうか。

師岡委員、どうぞ。

○師岡委員

報告ありがとうございました。2点伺いたいのですが、資料の5ページ、いわゆる量の見込みのところでは、今、委員長からも少し触れていただきましたけれども、こちらの計画は、原点は待機児童対策ということで、それが今は範囲をかなり広げているわけですが、範囲を広げる中で、原点とも言っている点が一掃されてしまうというのであれば、保育に携わる者としては少し懸念をしております。**こうした中、**ニーズ調査なども行いながらこのような見込みを示されたというのは大変適切だっただろうと思います。

その上ですけれども、幼稚園、保育園だけではなくて学童は全体としても荒川区の児童人口も少し減っているということもあるようですから、利用者数も5年後は少し目減りという見込みです。しかし、確保量は少しアップさせていく。この辺のところはやはり保育園等の利用者を踏まえると、これぐらいの確保量が適切であろうと思います。また、小学校4年生以上の子どもたちのニーズなども踏まえたときに、この辺の数字をどのような基準からはじき出したのか。その辺のところを改めて少しお尋ねしたいと思いました。

それからもう一点は、こうした量の見込みが子どもが減っていくことにより、対策としても落ち着きつつあるときに、今度は量だけではなくて質の問題というのが改めて問われてくるだろうと思います。その点に関しては3ページの施策の2で、幼児教育・保育の充実と質の向上というところで、重視されていくということですが、具体的な取組として、特にこのような点に力を入れたいというところをご披露していただけるとありがたいと思いますがいかがでしょうか。

○小堀子ども家庭部長

学童クラブの確保量についてですが、こちらについては定員数になりますので、必ずしも100%が定員いっぱいにお子さんが入っているということではありません。地域によってはいっぱい入っている地域もあれば少し余裕が出てくる地域、分譲マンションが多くて、年数が経つと子どもが減っていくような地域も荒川区にはございますので、そのようなところは確保量に比べて利用者数が減っていくので少し乖離が出ているような状況になっております。

また、保育の質の向上については、後ほど保育課長からご説明さしあげますが、例えば、学童クラブの質の向上ですと、今、東京都でも認証学童クラブで児童40人1単位に対して指導員を1名増やすというようなことで、来年度から新しく制度を始め

るための準備も始めていますし、荒川区でもそのようなことに追いつけるように、準備を進めているところでございます。

また、荒川区では、学童クラブを巡回する組織を新しく、今年度、令和6年度から立ち上げ、専属の地域の職員が付きまして、夜間になりますけれども学童クラブを巡回して学童クラブの質をしっかりと上げていくということを行っています。また、例えば、朝の時間を早める、長期休業期間中のお弁当給食の提供など、そのようなところでも働いている保護者の方に支援を充実していきたいと考えて、今、実施しているところでございます。

では、続けて保育の質については保育課長からご説明します。

○櫻井保育課長

保育の質についてご説明させていただきます。

現在、区立保育園のOBが主に、各私立の保育園や認証保育園などを巡回しているところでございます。このような顔の見える関係をつくりながら、各保育園が連携して協力できるような信頼関係を基に、より一層連携を深めていって、質の高い保育の提供と円滑な保育運営、保育士の不安軽減や不安解消につなげていきたいと考えております。

また、あわせて、現在も実施してはおるのですけれども、区立の保育園をエリアの拠点園として保育の中核となるような形を取らせていただいております。この拠点園を中心に、地域の保育施設のネットワークをつくって、お互い顔の見える関係で悩みの相談や共有、そして、こちらのほうでも巡回をさせていただいて地域ごとに保育の質を高めていくといった取組をしており、今後も、このような取組をより強化していきたいと考えております。

○師岡委員

よく分かりました。今後のさらなる充実、また実態を踏まえた施策の推進を期待しております。ありがとうございました。

○河津委員長

先ほどの事業概要で児童人口も令和5年度までは比較的現状維持ができてるように読み取れるわけですがけれども、総合計画では児童人口はやはり微減になっておるということですか。

○本木子育て支援課長

そうです。おっしゃるとおり、様々なトレンドを見ながら分析をしまして、やはり微減になってくるといった状況がございます。

○河津委員長

南千住などは東京駅とのアクセスがいいので新幹線に乗るまでに割と簡単に行けるからというような話も住んでいる人から聞いているのですけれども、区内では大規模

開発のようなものも幾つかはありそうなのですか。

○本木子育て支援課長

区内では、西日暮里の再開発や三河島駅前の再開発なども今後見込まれております。ただ、本計画は来年度を1年目とする5年間の計画になっておりまして、再開発の影響につきましては、この計画の後となります。

○河津委員長

分かりました。ほかにいかがでしょうか。

片倉委員、どうぞ。

○片倉委員

今のお話の中で学童クラブの巡回をするというのは、どのようなことを、何を目的にしているのかということ、教えてください。

○小堀子ども家庭部長

まず一番最初の原因は、荒川区は昨年議会でも、ホームページでも公表していますが、学童クラブの委託事業者が職員配置の虚偽報告を行ったため、社会福祉法人と契約していた学童クラブが委託先を変えなければいけないというようなことがございました。

そこを起点に、まず1つ目として、職員配置をしっかりといただかないと子どもたちの不利益になるということで、職員配置がしっかりといるかという点の確認を行うこと、それから、2つ目として、区としてもきちんと調査報告書をお出ししましたけれども、学童クラブで不正請求が始まった理由として、学童クラブの委託先の職員の日々の困り事が委託先の本社になかなか伝わりにくいということが挙げられており、改善までに時間がかかるということがあるので、区が間に入ってしっかり課題を解決していこうということ、それから3つ目には、子どもたちの顔を実際に見て楽しい時間を過ごせているかという点です。子どもたち同士のトラブルもやはり夕方になると学校ではないので、家庭的な保育という中で抑止力といいますか、子どもたちの我慢も夕方になると限界になってきて、子どもたち同士のトラブルも多く、受託事業者がそのトラブル解決に疲弊してしまうというようなこともございましたので、巡回をする中で受託事業者ともお話をさせていただき、子どもたちの様子や、学校との連携などについてもしっかりと区も介入し、委託先に任せきりにならないようにしようというところを主眼に巡回の指導を行っているところでございます。

○片倉委員

そうしますと、その巡回する方たちはどのような職種の方なのですか。

○小堀子ども家庭部長

今実際に巡回しているのは、通常の学童クラブの運営に携わっている事務の職員が巡回しています。事務の職員が巡回すると保育の質をきちんと担保できないのではな

いかというご意見も議会からもいただきました。そこについては、荒川区直営の学童クラブを2館持っておりますので、その係長が中心になって研修等を行いながら、またその係長も課題があればしっかり現場の受託している学童を回っていただいて、そのような中で保育の質を担保していこうということで実施しているところでございます。

○片倉委員

ありがとうございます。

○河津委員長

学童はどうしてもパートの職員が多いので、一斉に研修ができないところもあるし、それから保護者のアンケートでは、震災等があったときにやはり学童に登録しておいたほうが安心だというのでニーズは高くなるのですけれども、実際に来るかどうかというと、小3まではきちんと来るのですけれども、小4、小5、小6になると出席率はぐんと減ったりするので、その辺が実情と保護者アンケートでは違いが出てきたりして運営は難しいところだと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

後藤委員、どうぞ。

○後藤委員

今学童のご質問をしていただいて、ふと思いついたといえますか、もともと気になっているので教えていただきたいのですけれども、学童の問題はそのような不正もありますけれども、学童クラブの職員による子どもたちに対する性犯罪がやはり非常に懸念されることです。そのような問題については荒川区ではどこが監督しているのでしょうか。

○小堀子ども家庭部長

学童クラブを所管している児童青少年課で実施しています。また、新しく事業者を選ぶときや翌年度の事業者の受託者の更新のときには、必ず性被害への研修を実施しているかの確認もしておりますし、例えば、先ほども申し上げましたように、距離感がどうしても近くなってしまうし、小さなお手紙のやり取りなど、声掛け1つで子どもが勘違いするというような事例は日々ありますので、巡回している中でそのようなことに気づいたときにはしっかり指導して、あわせて本社にもご連絡し、職員にも指導を繰り返すというようなことをやっているところでございます。

○後藤委員

学童クラブというのは解決策でDBS法の対象にはならないのですか。

○小堀子ども家庭部長

今、学童クラブや塾は除外になるのではないかと検討しているところだと思います。受託は民間のところが多いからかと思っていますけれども、荒川区としてはきちんと

義務づけにするような方向性で考えているところです。

○後藤委員

なるほど、要するに荒川区が委託されるところは義務づけされなければ任意で利用するようにするということですね。それは非常に素晴らしいと思います。ありがとうございます。

○河津委員長

ほかにはいかがでしょうか。

少し私からよろしいでしょうか。

3 ページのところで、基本目標 2 の中の政策 1 の中の施策の 2 に重点事業として、「親子関係形成支援事業」という、名前が非常に魅力的な名前の事業があるのですけれども、これは乳幼児のアタッチメントを形成させるための事業でもないし、それから虐待で分離された親子を再統合する事業を児童相談センターでやっていますけれども、それとも違う。より一般的な親子関係の悩みのようなところに対応しようということなのだろうと思いますけれども、年齢幅を決めてあって、総合計画で見ると、6 歳から 12 歳の事業となっています。ここで学童思春期 6 から 12、13 から 17 と切っていますけれども、むしろ小学校の 5 年生ぐらいから中 3 の夏ぐらいまでが非常に思春期の難しいところなので、無理に 6 から 12 歳に入れないでもう少し年齢幅を上にずらしたほうがいいのではないのかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○本木子育て支援課長

こちらの事業の具体的な中身につきましては、先ほど委員長からお話があったとおり、悩みや不安を抱えている保護者の方にファシリテーターなどが中心となりましてグループワークなどを行います。そのようなことを行うことによって、同じ悩みや不安などを抱えている保護者の方の交流を通じて親子関係の適切な関係性というのを構築していくような目指す事業になっております。

今、年齢幅のお話でしたが、実際にやっている場所は、まさに今お話のあった対象の児童が集まるひろば館やふれあい館で行っていることもあり、そのような年齢の設定になってございます。

○河津委員長

この事業において、実際にグループワーク等を行っていく職員はどのような職種かお分かりですか。

○本木子育て支援課長

今現在やっておりますのは児童指導の職員となってございます。

○河津委員長

分かりました。

ほかには皆さんはいかがでしょう。

よろしければ、報告事項３はこれで終わりにしたいと思います。

全体を通して何かご意見がまだあれば、お手を挙げていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

後藤委員、どうぞ。

○後藤委員

質問なのですけれども、「１８９」のほかに「あらかわキッズ・マザーズコール２４」というのをやっておられましたね。これは、まさにこの名前のとおり母親からの悩み相談専用電話番号ということですか。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長

「キッズ・マザーズコール」は子ども家庭総合センターで実施している事業でございまして、こちらはお子さんに関する悩みを２４時間受け付けるという事業でございます。こちらの名前は「マザーズコール」となっていますが、お母さんに限らずお父さんからの相談も受け付けています。

○後藤委員

これは非常に重要な相談窓口だと思うのですけれども、ここの配付された資料２－２によりますと、経路別相談受付状況で一番左の欄の「その他」は、これは実は「あらかわキッズ・マザーズコール等」だと書いてあって４４件と書いてあるのです。この中に、多分、虐待も半分程度あると思うのですけれども、相談のうち、虐待の案件があった場合には、ここから児童相談所に通告が行くという位置づけなのですか。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長

はい、おっしゃるとおりでございます。

○後藤委員

児童相談所への相談ではないという位置づけでまずはここへの相談と位置づけて、ここから通告するという体制なのですか。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長

実は夜間の「１８９」を委託している事業者と「キッズ・マザーズコール」を委託している業者は同じでございまして、併せて契約することで効率化を図っているというところがございます。具体的な件数としましては、冊子の３２ページに「キッズ・マザーズコール」の相談自体の件数は記載してございまして、おおむね１，０００件少しということで推移してございますが、このうち単なる相談ではなくて内容的に虐待であろうというものについては、通告として子ども家庭総合センターにつながるという状況でございます。

○後藤委員

なるほど、要するに、これは委託業者からの実質的には通告ということですね。分かりました。ありがとうございます。

○河津委員長

今改めて32ページを見ると、「189（いちはやく）」との関係はどうなっているのかと思ったら2段で書いてあるわけです。「189（いちはやく）」よりも圧倒的に「あらかわキッズ・マザーズコール24」が多いということなのですね。

○小堀子ども家庭部長

キッズ・マザーズコールの相談のうち、恐らく8割ぐらいがお子さんが熱を出てしまったときや転んだ後に腕が動かないので、夜間だけ救急車を呼ぶか病院に行くかどうかどうしようか困っている等のようなご相談がかなり多い状況になっています。

○河津委員長

24時間体制なのですね。

○小堀子ども家庭部長

そうですね。

○河津委員長

わかりました。ありがとうございます。

掛川委員、どうぞ。

○掛川委員

今この「キッズ・マザーズコール24」の話題になったので一つ少しご検討いただきたいのは名称でございます。先ほどのご説明でも、マザーに限らない、母に限らずに相談を受けているというところで、男女共同参画の立場で考えましても、今の時代、情勢からしても、ペアレントなど男性、父親も当然のことながら利用はできるし、母が育児を担う中心的存在という最初からの思い込みなどを助長してしまうような名称だと思しますので、名称変更について、今後検討いただければと思います。

○小堀子ども家庭部長

こちらの「キッズ・マザーズコール」については、議会からもマザーズがジェンダーを意識させるというところがありまして1回検討したのですが、一方で議会から、とても定着して、年間千何百件というような相談がある中で名前を変えることがどうなのかといった意見もあり、議論が少し止まっています。男女共同参画の視点もありますし、今後検討の課題としたいと考えております。

○掛川委員

数年前にそのような議論があったということを伺いましたが、この数年の間でも相当認識が変わってきておりますので、ぜひ審議会でもそのような意見があったということをまたフィードバックしていただければと思います。

○河津委員長

よろしいでしょうか。

片倉委員、どうぞ。

○片倉委員

先ほど伺った学童にしても、それからその後に出てきた親子関係形成支援の事業にしても、一般の方が対象の場合でも、中には背景の複雑な親子がいる可能性も考えられるため、各事業を実施していく上で、どのような職種が入るのがいいのか、また、実態に合わせて必要な研修を行っていく等を検討していただけるといいと思いました。

現時点がどのようなものかも分からないし、それなりに皆さんが入ってやっていらっしゃるのをまず見て、問題がどのようなところにあるか分かってくるといいのかと思ったのでご検討いただければと思います。

○河津委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

坂井委員、どうぞ。

○坂井委員

事業概要でいうと33ページやあるいは後ろの統計の21ページにもあるのですが、それでもショートステイについてです。荒川区では要支援ショートステイはないのか、それとも、要支援ショートステイはあまり表に出さないものだから載せていないだけなのか、どちらかと思ひまして質問させていただきました。虐待予防のために、虐待になりそうなお宅にお金を取らない形でショートステイを利用してもらうことを、今あちらこちらでやっていますけれども、荒川区ではどうですか。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長

現状は要支援ショートステイにつきましては荒川区では実施していない状況でございます。

○坂井委員

分かりました。

○河津委員長

どうぞ、ご意見のある方は、よろしいでしょうか。

それでは、本日の案件はこれで特になければ終了したいと思います。最後に事務局から事務連絡をお願いします。

○本木子育て支援課長

本日はありがとうございました。次回の審議会の日程につきましては、6月から7月頃を予定してございます。それまでの期間には、各部会を開催します。次回の審議会では、各部会における審議の報告や令和7年度の主な子ども・子育て支援施策等についてご報告させていただく予定でございますのでどうぞよろしくお願いします。

本日はありがとうございました。

○河津委員長

それではこれもちまして、令和6年度第2回荒川区児童福祉審議会を終了します。

大変ありがとうございました。